

中央共闘ニュース

発行：国鉄闘争支援中央共闘会議
東京都港区新橋5-15-5 交通ビル4F
TEL 03-5403-1647 FAX 03-5403-1648
2005年7月7日発行 再刊第47号

ザイナル・ランパック氏を招き、国労がILO第6次勧告1周年シンポを開催

ITFは引き続き闘いを支援する

ILO第6次勧告から1周年を迎えた6月17日に、国労がJR不採用事件の早期解決を求めて「第6次ILO勧告1周年6・17シンポジウム」を都内・田町交通ビル大ホールで開催しました。

シンポジウムには約300人が参加し、前ILO理事のザイナル・ランパック氏（ITFアジア太平洋地域委員会議長・前マレーシア上院議員）から特別報告を受け、その後パネル討論を行いました。

パネル討論は「ILO勧告履行は日本政府の責任日本政府を動かす力をどう生み出すか」をテーマにして、和田茂ITFアジア太平洋地域部長の司会で進められました。

パネリストとしてザイナル・ランパック氏、宮里邦雄国労弁護団常任幹事、牛久保秀樹ILO連絡会代表世話人、酒田充国労本部委員長がそれぞれの立場から発言を行いました。討論の最後にランパック氏は「勧告を実行しないとなれば、ILOから名指しで非難される日が来る。今後、委員会からミッションを派遣したり、日本政府を招いて問いただすこともできる。18年間も基本的権利の問題を争い、いまだに解決できないでいるのは日本だけである。」と強調しました。



ランパック氏の特別報告（要旨）

1999年以来、ILOは日本政府に対して政府の権限でできる限りのことをして下さい、そして使用者との話し合いを持つようにと言い続けてきた。これに対して日本政府は前向きな対応をしてくれなかった。結社の自由委員会は労働者代表、使用者代表、政府代表の三者で構成されている。特に国労の提訴に関してはITFをはじめ、ICFTU、ILO理事会の全メンバーが強く支持してきた。2004年6月の第6次勧告から一年が経過した。しかし日本政府が何も対応していないことを知った。理事会のメンバーとして、また労働組合の指導者として非常にがっかりしている。と言うのも結社の自由委員会の報告・勧告をILOの場で日本政府が受け入れた。それにもかかわらず何も対応していないからだ。ITFは皆さんの味方である。長い闘いでイライラが募っているかもしれないが、ITFは皆さんの闘いを引き続き支持していきたい。

ITF（国際運輸労連）について

ITFは、海運・港湾・鉄道・路面・貨物旅客輸送・内陸水運・水産・観光・民間航空で働く労働者で組織される交通運輸労組の世界的組織。世界132カ国570組合の連盟であるITFは、組合員500万人以上を擁し、国際自由労連（ICFTU）と共に活動する10の国際産別組織（GUF）のひとつとして重要な位置を占める。

給付継続に向けて緊急カンパの取り組みをさらに強化

D L R基金第13回総会を開催

さる6月17日、D L R基金第13回総会が交通ビル3F会議室にて開催されました。総会には基金契約団体の代表などが出席し、提案された議案を全体で了承しました。

D L R基金は依然として続く0%台という超低金利政策の荒波のなかで、引き続きカンパ主体による困難な運営を余儀なくされていますが、昨年秋に実施した「今こそ解決を！全国キャンペーン運動」を中心に、昨年度はのべ75団体・個人から319万357円の緊急カンパが寄せられ、現在も対象となっている闘争団員に給付が継続されています。

月々の給付対象者は全体としてほぼ固定化されており、胃潰瘍や肝炎、椎間板ヘルニアなど慢性疾患による長期療養者10数名を中心に一律3万円の貸付が行われていますが、働く意志を持ちながら、傷病により、十分な生活給に事欠く闘争団員にとって、低額とはいえ、制度の存在は切実なものとなっています。

一人300円の掛金による闘争団互助会制度との併用などにより、各団において給付の補填もなされていますが、就労困難な闘争団員が60名を数えている実情を見ても、基金を取り巻く厳しい環境のなかで本来ならば給付対象となっている闘争団員が申請を自ら辞退するという傾向にあることも見過ごせません。

闘争の長期化に伴い、闘争団員の平均年齢も52歳を数え、すでに亡くなられた闘争団員は29名に及びますが、健康な人であっても、肉体労働を伴う土木関係や建設現場など劣悪な労働環境と共に将来への不安やストレスにより、成人病などの健康破壊に脅かされている実態が浮き彫りになっています。

総会では給付継続を最重要課題とし、基金の意義を訴えつつ、理解を求め、引き続き取り組みを強化することが確認されました。

当面の事業計画

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 1. 給付金額 | 一律3万円とする（暫定措置とする） |
| 2. 給付対象 | 死亡1年未満の闘争団員などの遺族
傷病休業1カ月以上の闘争団員など |
| 3. 給付期間 | 2005年10月以降の給付継続に向けて引き続き取り組む |

西日本新聞に6・18意見広告掲載

国労九州本部と国労闘争団九州連絡会議が呼びかけてILO第6次勧告から1年目にあたる6月18日付西日本新聞朝刊に全面意見広告が掲載されました。内容は「内閣総理大臣様。1047人の顔が見えますが、家族が見えますか？私たちは『誇りある鉄道職員』に戻りたいのです。」というもの。掲載に向けた賛同金の取り組みは5月連休明けからでしたが、1ヶ月という短期間で目標を突破することができました。ご協力ありがとうございました。

